

全期間金利優遇型

# JA住宅ローンのご案内



「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にどうぞ

新築・リフォームをはじめ、現在ご利用中の住宅ローンのお借換えまで住宅に関する様々な用途にご利用頂きます。お気軽に相談下さい!!!

お取扱い期間：令和4年4月1日～令和4年9月30日

ずっと軽減型(全期間軽減)

最大軽減後

変動金利型

年 **0.595** %

店頭基準金利 年2.475%より年 **1.880** %を大きく軽減!!

固定  
変動  
選択型

3年固定金利

5年固定金利

10年固定金利

**1.110** %年 **1.370** %年 **1.460** %

店頭基準金利 2.990%

店頭基準金利 3.250%

店頭基準金利 3.340%

## ご融資金利について

■令和4年9月30日までに新規お申込の方で、令和5年3月31日までにお借入の方  
■当JAにて以下のお取引をご利用中または今後ご利用いただける方

- ① 農業者は農産物販売代金の振込
- ② 給与所得者は給与振込
- ③ 公共料金等(電気・電話・ガス・水道・NHK)の自動振替が2項目以上
- ④ JAカード加入
- ⑤ JAネットバンク利用

※右記、該当する項目数により軽減幅が異なりますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

◎固定金利型は、お申込み時か、貸付実行時のいずれか低い方の金利が適用されます。(下図参照)

◎変動金利は実行時の金利となります。

◎表示金利は現時点のもので、金利は毎月見直します。なお金融情勢等の変化によっては、月中に見直しさせて頂く場合もあります。

固定金利例

いずれか低い方の金利

申込書提出

審査

決定

実行

表示金利  
令和4年5月2日 現在

詳しくは近隣の店舗窓口へお気軽にお問い合わせください。

豊和支店  
TEL:0479-74-0643

ひかり支店  
TEL:0479-84-0119

海上支店  
TEL:0479-22-1586

海上中央支店  
TEL:0479-55-3131

矢指支店  
TEL:0479-63-8237

八日市場支店  
TEL:0479-73-7111

野榮支店  
TEL:0479-67-2511

椎柴支店  
TEL:0479-33-0013

飯岡支店  
TEL:0479-57-3131

共和支店  
TEL:0479-63-8255

吉田支店  
TEL:0479-72-1377

銚子支店  
TEL:0479-22-8686

豊岡支店  
TEL:0479-23-8215

旭支店  
TEL:0479-62-3333

ひかた支店  
TEL:0479-68-2313



JAちばみどり マスコットキャラクター  
ちばみー

JAちばみどり  
<http://www.ja-chibamidori.or.jp/>



# 「JA住宅ローン」商品概要

令和4年5月2日現在

商品名	一般型	100%応援型	借換応援型
ご利用いただける方	<p>●組合員または准組合員となる資格を有する方 ●融資実行日の満年齢が20歳以上66歳未満の方で、最終返済時の満年齢が80歳未満の方 ※最終返済時の満年齢が80歳以上の場合であっても、同居または同居予定のお子様との連帯債務（親子リレー返済）により、ご融資可能です。</p> <p>●勤続年数・営業年数が原則1年以上の方 ●団体信用生命共済に加入が認められた方</p> <p>●JA指定の保証機関の保証が受けられる方（別途保証料が必要となります。）</p> <p>●前年度税込年収150万円以上ある方、ただし自営業の方は過去3か年の平均ならびに直近年の所得金額が150万円以上ある方 ●前年度税込年収300万円以上ある方、ただし自営業の方は過去3ヶ年の各年の所得金額が300万円以上ある方</p>		
お使いみち	<p>●借入申込者又は生計を一にしているその家族が居住するための住宅・土地の購入等に必要資金および諸費用が対象となります。</p> <p>◇住宅の新築・増改築 ◇土地の購入（5年以内に住宅を新築し、居住する予定のあること）※注1</p> <p>◇新築住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）</p> <p>◇中古住宅の購入（土地付住宅および分譲マンションを含む）</p> <p>◇他金融機関からお借入中の住宅ローンの借換（当初借入から1年以上経過している方）※注2</p> <p>※注1、2:借換応援型については土地のみの購入ならびに他金融機関の借換は対象外です。</p> <p>※諸費用とは、『保証料、火災共済（保険）掛金、登記料（登録免許税、司法書士手数料、印紙代を含む）、仲介料、消費税、等』</p> <p>●現在、他金融機関等からお借入中の住宅ローンの借換資金とそれに伴う諸費用ならびに、借換とあわせて増改築・改装・補修が対象となります。</p> <p>※諸費用とは『保証料、火災共済（保険）掛金（満期金設定型を除く）、抵当権抹消・設定費用（登録免許税、司法書士手数料、印紙代を含む）等』をいいます。</p>		
お借入期間	3年以上40年以内とします。		3年以上40年以内で、現在お借入れ中の住宅ローン残存期間の範囲内とします。
お借入額	<b>10万円以上10,000万円以内</b>		
	◇融資限度額は、年間元金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当JAの定める範囲内であり、原則として自己資金額が所要金額の20%以上となります。	◇融資限度額は、担保評価額の100%に諸費用を加えた金額の範囲内となります。	◇融資限度額は、現在お借入中の住宅ローン残高とお借換えにあたって必要となる諸費用を加えた金額および、増改築・改装・改修を行う場合にはその費用の範囲内となります。
お借入利率	<p>●固定金利を選択された期間中（3年・5年・10年）のお借入れ利率は変動しません。</p> <p>●お申し出により固定金利特約期間終了時に、再度その時点の当JA所定の固定金利の特約を設定することが出来ます。お申し出がない場合には「変動金利型」に切り替えとなります。</p> <p>●お選びいただける固定金利の期間は、お借入残存期間によって制限される場合があります。</p>		
ご返済方法	<p>●元利均等返済または元金均等返済</p> <p>●毎月返済方式、年2回返済方式および特定月増額返済方式のいずれかを選択する事ができます（特定月増額返済の場合、返済元金総額はお借入額の40%以内）。</p>		
手数料	<p>●ご融資の際、11,000円又は33,000円の事務手数料（消費税等含む）が必要です。</p> <p>●ご返済期間終了までの間において、全部または一部繰上返済をされる場合は次の事務手数料（消費税等含む）が必要となります。ご返済額（万単位）×0.55%（最低金額5,500円、上限金額55,000円）</p> <p>●ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は11,000円（一回につき）の条件変更手数料（消費税等含む）が必要となります。</p>		
担保・保証	<p>●固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は11,000円（一回につき）の取扱手数料（消費税等含む）が必要となります。</p> <p>●融資対象となる土地・建物に対して、第1順位の抵当権を設定させていただきます。※担保設定手続に必要な費用は別途ご負担いただきます。</p> <p>●担保物件については、火災共済（保険）に加入していただき、質権を設定させていただきます。</p> <p>●JA指定の保証機関の保証をご利用いただけます。（別途、保証料が必要となります。）</p> <p>【保証料】一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。①一括前払い：ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。②分割払い：約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。保証料率については窓口にお問い合わせください。※別途一律保証料として30,000円～50,000円をお支払いいただきます。</p>		
留意事項	<p>※団体信用生命共済に加入していただきます。（共済掛金は当JAが負担します。）</p> <p>但し、ご希望により3大疾病保障特約付団体信用生命共済は年0.1%、9大疾病補償保険付きの団体信用生命共済は年0.3%を適用金利に上乗せしたお借入利率となります。</p> <p>※ローンのご利用は、当JA所定の資格・要件を満たす方に限らせていただきます。</p> <p>※ローン商品の詳しい内容については、店頭で説明書をご用意しております。</p> <p>※店頭にて返済額の試算を承っております。</p> <p>※「JA住宅ローン とくとくプラン」は当JAの住宅ローンのお借換えにはご利用いただけません。</p> <p>※軽減金利適用期間中にご返済の滞りなどが発生した場合には軽減金利の適用を中止し、店頭金利に引き上げさせていただきます。</p>		

付帯される共済についての概要	正式名称	三大疾病保障特約付団体信用生命共済			
	ご加入について	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から50歳までとなります。		
		告知	今までに、悪性新生物（上皮内がん、皮膚がんを含みます）と診断されたことがある場合にはご加入いただくことはできません。健康状態を「団体信用生命共済被済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されると、共済金が支払われない等不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。また、告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。※共済金額（借入金額）が5,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。（健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。）		
		保障期間	この共済契約における保証の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時）となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢にいられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。詳しくは、お借入予定のJA窓口にお問い合わせください。		
	共済金のお支払い	被済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者（JA）に共済金が支払われ住宅ローンが全額返済されます。※約定利息、延滞利息、遅延損害金について、ご負担いただきます。			
		1. 死亡されたとき			
		2. 保障の開始時以後に生じた障害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき			
		3. 三大疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し、以下の状態になられたとき			
		悪性新生物（がん）	保障期間内に初めて所定の悪性新生物（上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。		
		急性心筋梗塞	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。		
	脳卒中	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。			
共済金が支払われない場合	被済者が次のいずれかに該当した場合、()の共済金のお支払いができません。				
	<p>①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき（死亡共済金）</p> <p>②「団体信用生命共済 被済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金）「ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。」</p> <p>③被済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき（後遺障害共済金）</p> <p>④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態または保障の開始時前の疾病が原因で三大疾病状態になられたとき（後遺障害共済金・三大疾病共済金）</p> <p>⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取る目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金）</p> <p>*上記「共済金のお支払い」事由が戦争その他変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減される場合があります。</p>				
※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明（要約）」、「申込書記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」および「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。					

※ローンのお申込みにあたりましては、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。